

電子メールによる地域安全情報配信システムに関する運用要領の制定について（例規通達）

県民が適切な防犯対策を講じるために必要な犯罪の発生・検挙、被害の未然防止対策等に関する情報（以下「地域安全情報」という。）の配信については、「電子メールによる地域安全情報配信システムに関する運用要領の制定について（例規通達）」（平成23年3月29日付け富生企第722号）により運用してきたところであるが、このたび、別添の「電子メールによる地域安全情報配信システムに関する運用要領」を制定し、平成29年1月19日から運用することとしたので、適切かつ効果的な運用に努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

電子メールによる地域安全情報配信システムに関する運用要領

第1 目的

この要領は、「地域安全情報の提供に関する要綱の制定について」（平成23年3月29日付け富生企第721号）に基づき、地域安全情報を電子メールにより県民に迅速的確に配信することを目的とした「電子メールによる地域安全情報配信システム」（以下「地域安全情報配信システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域安全情報配信システムの定義

富山県庁情報通信網端末（県庁LAN端末）を使用して、あらかじめ登録した者のパソコン、携帯電話機に電子メール配信サービス「富山県警察安全情報ネット」により、地域安全情報を配信するシステムをいう。

第3 運用の基本

地域安全情報配信システムの運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守し、適切に処理しなければならない。

- 1 県民の自主的な防犯活動を促進するため、地域安全情報配信システムの有効活用を図ること。
- 2 関係部門が連携し、地域安全情報配信システムの適正かつ円滑な運用を図ること。
- 3 地域安全情報配信システムに係るデータの保護に努めること。

第4 運用所属

地域安全情報配信システムを運用する所属は、警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署とする。

第5 運用時間

地域安全情報配信システムの運用時間は、原則として執務時間内とする。ただし、事案、犯罪等の状況により、主管又は対応する所属の長が早急に地域安全情報を配信すべきものと認める場合は、この限りではない。

第6 情報配信の措置

運用所属において地域安全情報を配信する場合、次に掲げる措置をとるものとする。

- 1 配信する地域安全情報が他の所属にも及ぶ場合、配信内容について関連所属に通

知するものとする。

- 2 子供・女性の安全に関わる情報及び犯罪発生(検挙)情報を配信する場合は、事件主管課と配信の適否・内容等について、事前に調整を行うものとする。

第7 情報配信の登録及び解除手続

「富山県警察安全情報ネット」への登録及び解除手続は、県民が富山県警察ホームページから富山県警察安全情報ネット登録・解除サイトにアクセスして行うものとする。ただし、登録者に対して連続して3回配信できなかつた場合、生活安全企画課長は登録を解除するものとする。

第8 運用上の留意事項

1 情報配信の検討

運用所属の長は、情報配信に際しては、犯罪捜査への支障や個人のプライバシーの侵害、情報配信の効果の有無等について総合的に検討し、その適否を判断すること。

2 適切な配信内容

配信する電子メールは、簡潔な内容とし、被害者その他関係者が特定又は推認される情報は記載しないこと。

3 報道機関への対応

電子メールによる地域安全情報の配信は、県民が犯罪の発生状況に応じて適切な防犯対策を講じ、また、地域において効果的な自主防犯活動に取り組むためのものであり、報道発表とは性質を異にするが、配信した情報に関して報道機関からの問合せがあった場合は、広報事務担当者(執務時間外は当直責任者)が適切に対応すること。

第9 個人情報の保護

地域安全情報配信システムにおける個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他個人情報の取扱いに関する規程に定めるところによる。

第10 情報セキュリティの安全確保

地域安全情報配信システムの情報セキュリティ対策については、富山県警察における情報セキュリティに関する訓令(平成30年富山県警察本部訓令第1号)及びこれに基づく規程に定めるところによる。

第11 他の規程との関係

電子メールの取扱いに関して他に定めのあるときは、その定めるところによる。